

## 公用車を活用したEVカーシェアリング実証事業委託プロポーザル実施要領

### 1 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

公用車を活用したEVカーシェアリング実証事業

#### (2) 業務目的および業務内容

別紙「公用車を活用したEVカーシェアリング実証事業仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

### 2 予定価格

11,880,000円（消費税および地方消費税を含む）

### 3 参加者

公募

### 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者またはその者が代表構成員となった共同企業体（JV）であること。共同企業体（JV）の場合は、その構成員が上記(1)から(3)の要件を満たしていること。

（営業種目）大分類：役務 中分類：各種調査業務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この実施要領に係る手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課  
（〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314）

### 5 現地見学および質問

#### (1) 現地見学

##### (ア) 提出方法

現地見学を希望する場合は、様式1「現地見学申込書」を電子メールまたはFAXで提出すること。なお、質問票を送付した事業者は、その旨を電話にて連絡すること。

提出先：滋賀県総合企画部CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課

FAX：077-528-4808

メール：cg03@pref.shiga.lg.jp

##### (イ) 受付期限

令和8年4月8日（水）17時00分まで

(ウ) 見学日程

令和8年4月10日（金）、13日（月）、14日（火）（予定）のいずれかで実施する。  
詳細については個別に連絡する。

(2) 質問の受付および回答

(ア) 提出方法

募集内容に関する質問は、様式2「質問票」により電子メールまたはFAXで受け付ける。なお、質問票を送付した事業者は、その旨を電話にて連絡すること。

提出先：滋賀県総合企画部CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課

FAX：077-528-4808

メール：cg03@pref.shiga.lg.jp

(イ) 受付期限

令和8年4月14日（火）12時00分まで

(ウ) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年4月16日（木）を目途に、県ホームページ  
滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 > CO<sub>2</sub> ネットゼロの取組（温暖化対策）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/349461.html>

にて公表する。

6 参加申し込み

様式3「参加申込書」を令和8年4月20日（月）17時00分までに持参または郵送により提出すること。（簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る）

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

様式4「公用車を活用したEVカーシェアリング実証事業企画提案書」に基づいて作成した企画提案書

(2) 提出部数

5部

(3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る）

持参の受付は、午前9時00分から17時00分まで（土日を除く）

(4) 提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県総合企画部CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課（県庁本館1階）

(5) 提出期限

令和8年4月30日（木）17時00分（必着）

8 企画提案書の内容

(1) 実施概要

提案の基本方針、概要等を示すこと

(2) 事業実施スケジュール

本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、実証期間確保のため、受注後速やかにカーシェアリング事業を開始できるように計画すること。

(3) EVカーシェアリングの準備・運営

運営のための車両、充電器の調達および設備設置・撤去工事の内容を示すこと。また、カーシェアリングシステムの設計、運営に係る具体的な計画について示すこと。

(4) 利用促進のための広報・PR

以下について具体的に計画し、示すこと。

- ・EVの価値を伝え、利用率を上げるための広報・PR
- ・集中的なPR期間とその内容

(5) 県民のCO2削減意識向上や行動変容（EV/シェア利用意向向上）への有効性の検証

以下の調査について具体的に計画し、示すこと。

- ・EVカーシェアリングの満足度調査
- ・運行データによる利用目的・ニーズに関する分析
- ・EVカーシェアリング導入が県民に与える影響の調査
- ・取得したデータからCO2削減量を含む施策効果の測定

(6) 業務の実施体制

本業務の実施に係る主任および副主任などの人員体制や組織の構成、担当者の有する資格等について記載すること。なお共同企業体の場合は、企業ごとの業務分担を記載し、共同企業体協定書の写し等、共同企業体であることが確認できる書類を添付すること。

(7) 独自提案

カーシェア業務の認知度向上のための施策をはじめとした本業務および県の温室効果ガス排出削減に資する提案があれば積極的に提案すること。

## 9 企画提案書の審査および契約予定者の選定

別添「公用車を活用したEVカーシェアリング実証事業プロポーザル審査要領」に基づき実施する。

## 10 契約の締結

県は、9により選定した契約予定者と、企画提案に沿って契約内容についての協議、調整を行った上で、契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、選定した契約予定者が正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

## 11 その他

ア このプロポーザルへの参加に係る経費（企画提案書の作成、提出等に要する経費）は、参加者の負担とする。

イ 同一の提案者において、2種類以上の企画提案は受け付けない。

ウ 提出された企画提案書は返却しない。なお、提案書を審査以外の目的に使用すること

はない。

エ 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

## 12 担当部課および連絡先

滋賀県総合企画部CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課（滋賀県庁本館1階）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3091 FAX：077-528-4808

メール：cg03@pref.shiga.lg.jp